

○ 寄付金取扱規程

〔2022 規程第 3 号〕
〔2022 年 4 月 1 日〕

2022 年 4 月 1 日

2022 規程第 3 号

（目的）

第 1 条 この規程は、公益財団法人放射線影響協会（以下「協会」という）が、受け入れる寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（受入基準）

第 2 条 協会は、寄付金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金の受入れを辞退しなければならない。

- (1) 寄付金が協会の定款に定める目的に資するものではないと判断されるとき。
- (2) 寄付の受入れにおいて次に掲げる条件等が付されているとき。
 - ① 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供すること。
 - ② 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと。
 - ③ 寄付者が寄付後に寄付の全部または一部を取り消すことができること。
 - ④ 寄付された寄付金を寄付者に無償で譲渡又は使用させること。
 - ⑤ その他協会の運営上支障があると認められる条件が付されていること。
- (3) 寄付金を受入れることにより、協会の業務又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき及び反社会的勢力に係るものからの寄付と認められるとき。
- (4) 国、地方公共団体、公益法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する法人以外の個人又は団体が、その寄付により特別の利益を受けるとき。
- (5) 寄付により寄付者の税が不当に減少する結果になると認められるとき。
- (6) 寄付金の受入れに起因して、協会に著しく資金負担が生ずるとき。

（寄付金の定義、種類及び最低寄付金額）

第 3 条 協会が受入れる寄付金の定義、種類及び 1 件当たりの最低寄付金額は以下の通りとする。

- (1) 通常寄付金 寄付者は公 1 事業、公 2 事業（『放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究』に関する被ばく線量抽出に係る業務を除く）、公 3 事業の事業区分のみ指定し、

指定事業内の具体的内容は特定せずに寄付する寄付金。1口1万円で1口以上とする。

(2) 特定寄付金 協会が募金の用途を特定して賛助会員及びICRP調査・研究連絡会員から年度毎に募る寄付金。賛助会費については1口1万円で1口以上とし、ICRP調査・研究連絡会費については毎事業年度の連絡会運営に必要な経費を勘案してその都度定める1件当たりの金額とする。

(3) 特別寄付金 寄付者が予め用途及びその実施期間を特定して寄付する寄付金。1件50万円以上とする。

2. この規程における寄付金は金銭の他に金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄付金の募集)

第4条 協会は個人又は団体から、常時、通常寄付金を募ることができる。

2. 通常寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条第1項第1号から第3号の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄付金の募集)

第5条 協会は特定寄付金を募ることができる。

2. 特定寄付金の募集に関しては、別に定める賛助会員規程及びICRP調査・研究連絡会会則によるものとする。

(特別寄付金の募集)

第6条 協会は個人又は団体から、常時、特別寄付金を募ることができる。

2. 前項の寄付金について寄付者から資金用途及び寄付金の管理運用方法について条件が付されているときは、それに従うものとする。

(通常寄付金の受入手続)

第7条 通常寄付金を協会に寄付しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む)にて理事長に寄付金の申込を行うものとする。

2. 理事長は、前項により通常寄付金の申込を受理したときは第2条の基準に該当しないことを確認し、寄付金の受入れを行うものとする。

3. 通常寄付金の受入れが決定したときは、協会は寄付者に対してその旨を通知するとともに振込依頼書等の寄付の受入れに必要な書類を送付するものとする。

(特定寄付金の受入手続)

第 8 条 理事長は、特定寄付金を受領したときは賛助会員規程及び ICRP 調査・研究連絡会会則に基づき受入手続を行うものとする。

(特別寄付金の受入手続)

第 9 条 特別寄付金を協会に寄付しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む)にて理事長に寄付金の申込を行うものとする。

2. 理事長は、前項により特別寄付金の申込を受領したときは第 2 条の基準に該当しないことを確認し、寄付金の受入れを行うものとする。但し、寄付者から寄付金の使途及びその管理運用方法について協会の事業遂行に直接影響を及ぼす条件が付されているときは、その受入れについて理事会の承認を求めなければならない。
3. 前項により、特別寄付金の受入れを決定したとき、又は特別寄付金の受入れを理事会で承認されたときは、協会は寄付者に対してその旨を通知するとともに振込依頼書等の寄付の受入れに必要な書類を送付するものとする。

(領収証等の送付)

第 10 条 寄付金を受領したときは、協会は遅滞なく領収証等を寄付者に送付するものとする。

2. 前項の領収証には、協会の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付金の使途)

第 11 条 通常寄付金は、その50%以上を定款第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号に定める公益目的事業に、残額を法人会計(管理部門の費用)に使用するものとする。

2. 特別寄付金は、その全額を寄付者の特定した使途に使用するものとする。

(特別寄付金の使途及び実施期間の変更)

第 12 条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別寄付金の使途及び実施期間の変更ができるものとする。

- (1) 特別寄付金の寄付目的が達せられ、当該特別寄付金に残額が生じたとき

- (2)特別寄付金の寄付者が指定した期間が終了したとき
 - (3)適正かつ合理的な理由により、当該特別寄付金の使用内容等を変更するとき
2. 前項に該当する場合、協会は可能な限り寄付者から事前に了解を得るものとする。

(情報公開)

- 第 13 条 協会が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項の規定に従い、所要の事項について、事務所へ備え置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。
2. 寄付者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(寄付金の経理)

- 第 14 条 寄付金は、公益法人会計基準に則り指定正味財産として厳正に取り扱うものとし、別に定める各資産の管理に関する規程により寄付金の趣旨に基づく特定資産として積み立てる。

(適用除外)

- 第 15 条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を適用しないことができるものとする。
- (1)独立行政法人または地方公共団体等からの寄付であるとき。
 - (2)その他、特別の事情があると理事長が判断するとき。

(事務)

- 第 16 条 この規定に定める寄付金に関する事務は、総務部が行うものとする。

(その他)

- 第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- この規程は令和4年4月1日から施行する。